

熊本市公報

第 1384 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

○熊本市私道整備補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第 79 号）	1343
-------------------------------------	------

告 示

○放置自転車の移動及び返還（告示第 589 号）	1345
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 590 号）	1345
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による居宅介護・重度訪問介護事業の指定廃止（告示第 591 号）	1346
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 592 号）	1346
○市道の区域変更（告示第 593 号）	1346
○市道の供用開始（告示第 594 号）	1347
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 595 号）	1347
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 596 号）	1347
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 597 号）	1348
○第 3 1 回熊本市都市計画審議会の開催（告示第 600 号）	1348
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 601 号）	1349
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 604 号）	1349
○市道の区域変更（告示第 605 号）	1350
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 607 号）	1350
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 608 号）	1351
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 609 号）	1351
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 610 号）	1352
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 611 号）	1353
○生活保護法による指定介護機関の休止（告示第 612 号）	1354
○公売通知書の公示送達（告示第 613 号）	1354

公 告

○都市公園の供用開始（公告第 599 号）	1354
○都市公園の供用開始（公告第 600 号）	1354
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 603 号）	1355
○開発行為に関する工事の完了（公告第 605 号）	1355

○開発行為に関する工事の完了 (公告第 606 号)	1356
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 607 号)	1356
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 608 号)	1356
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 610 号)	1356
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 611 号)	1357
○差押財産の公売及び見積価額 (公告第 616 号)	1357
○熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の事業計画変更 (第 7 回) の認可 (公告第 617 号)	1358
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 619 号)	1359
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 620 号)	1359
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 623 号)	1359
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 625 号)	1359
○市有地の公売 (公告第 627 号)	1360
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 629 号)	1361
南 区	
○住民票の職権消除 (南区告示第 7 号)	1361
北 区	
○住民票の職権消除 (北区告示第 6 号)	1362
上下水道局	
○指定給水装置工事事業者の指定 (上下水道局告示第 58 号)	1362
○排水設備指定工事店の指定 (上下水道局告示第 59 号)	1362
教育委員会	
○熊本市教育委員会会議の開催 (教委告示第 10 号)	1362
人事委員会	
○平成 26 年度身体障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験 (熊本市人事委員会公告第 19 号)	1363

規 則

規 則 第 7 9 号

平成 2 6 年 8 月 2 6 日

熊本市私道整備補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市私道整備補助金交付規則の一部を改正する規則

熊本市私道整備補助金交付規則（昭和 5 2 年規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「対して」を「対し、」に改め、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改め、同項第 4 号及び第 5 号を削る。

- (2) 所有者の異なる家屋 3 棟以上の敷地への出入りに利用されており、かつ、その状態となって 3 年以上経過していること。
- (3) 所有者の異なる複数の土地（公道及び私道に係る土地を除く。）が接していること。

第 3 条第 2 項中「対して」を「対し、」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場所で施行する整備工事又は補修工事は、市長が特に認めた場合を除き、補助金の交付対象としない。

- (1) 幅員が 1. 8 メートル未満である区間
- (2) 行き止まりの私道にあつては、当該私道の始端から、当該私道を敷地への出入りに利用している家屋のうち最も当該私道の終端に近いものの敷地の前面の部分までの区間以外の区間

第 5 条第 1 号中「承諾書」を「整備工事又は補修工事の施行箇所となる土地に係る所有者の承諾書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、市長は、整備工事又は補修工事の施行箇所とな

る土地が数人の共有に属する場合であって、申請者が当該共有に属する土地に係る全ての所有者の承諾書を得ることができないことにつき特別の理由があると認めるときは、当該共有の土地に係る一部の所有者の承諾書の添付を省略させることができる。この場合において、申請者は、前項の申請書に、当該理由があることを証するため市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 3 条及び第 5 条の規定は、この規則の施行の日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

告 示

告 示 第 5 8 9 号

平成 2 6 年 8 月 1 8 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 2 6 年 8 月 7 日 新水前寺駅西高架下駐輪場、新水前寺駅東高架下駐輪場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日まで
- 2 移動・保管台数
 - 自転車 1 3 4 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
 - 月曜日から土曜日まで
 - 午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで
 - 日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
 - 自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
 - 平成自転車保管所（電話 0 9 6 - 3 6 4 - 3 9 1 0）
 - 熊本市中央区平成二丁目 2 3 5 番（平成跨線橋下）

告 示 第 5 9 0 号

平成 2 6 年 8 月 1 9 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
8 月 4 日	はり札等	1 7	佐土原・長嶺東・八反田・ 島崎・戸島・帯山・出水	8 月 5 日
	立看板等	5	小山	
8 月 7 日	はり札等	3	米屋町・刈草	8 月 8 日
8 月 1 1 日	はり札等	5	田迎・東町・若葉・出水	8 月 1 2 日
8 月 1 4 日	はり札等	3 5	京町・上熊本・土河原	8 月 1 5 日

8月15日	はり札等	1	土河原	8月16日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 591 号

平成 26 年 8 月 19 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
あいわ訪問介護ステーション・水前寺
熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号 奥村ビル 2 階
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 光西
熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号 奥村ビル 2 階
代表取締役 西村 光昭
- 3 廃止した事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日
平成 26 年 8 月 31 日

告示第 592 号

平成 26 年 8 月 19 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	廃止年月日	サービス の種類
4370110 233	あいわ訪問介護ステーション・水前寺 熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号	株式会社光西 熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号 代表取締役 西村 光昭	平成 26 年 8 月 31 日	訪問介護 介護予防 訪問介護

告示第 593 号

平成 26 年 8 月 20 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
41-4021	野中3丁目田 迎5丁目第1 号線	南区平田二丁目332番地先から 南区平田二丁目386番地先まで	旧	25.0 ～ 25.0	135.6
		南区平田二丁目332番地先から 南区平田二丁目386番地先まで	新	25.0 ～ 29.0	135.6

告 示 第 5 9 4 号

平成26年8月20日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
41-4021	野中3丁目田迎 5丁目第1号線	南区平田二丁目332番地先から 南区平田二丁目386番地先まで	平成26年8月20日

告 示 第 5 9 5 号

平成26年8月22日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 696	たっく地域支援センター 熊本市東区上南部二丁目1番67号	株式会社くすま 熊本市東区上南部二丁目1番67号 代表取締役 河添 竜志郎	平成26年 9月1日	居宅介護支 援

告 示 第 5 9 6 号

平成26年8月22日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条

の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 704	居宅介護支援センター ケアサポー ト帯山 熊本市中央区帯山七丁目 4 番 4 1 号	合同会社グリーンライフ 熊本市中央区帯山七丁目 4 番 4 1 号 代表社員 毛利 緑	平成 26 年 9 月 1 日	居宅介護支 援

告 示 第 5 9 7 号

平成 26 年 8 月 22 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4372301 376	訪問介護ステーション 彩 熊本市南区城南町鰯瀬 865-1	株式会社笑福 熊本市南区城南町鰯瀬 865-1 代表取締役 上田 フタ江	平成 26 年 7 月 31 日	訪問介護 介護予防訪 問介護

告 示 第 6 0 0 号

平成 26 年 8 月 25 日

第 31 回熊本市都市計画審議会の開催にあたり、熊本市都市計画審議会傍聴実施要領（平成 12 年 12 月 1 日）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

第 31 回 熊本市都市計画審議会開催について

1 開催日

平成 26 年 9 月 2 日（火） 午後 1 時から

2 会場

熊本市役所 議会棟 2 階 予算決算委員会室

3 付議予定案件

- (1) 熊本都市計画下水道の変更 熊本公共下水道
- (2) 熊本都市計画公園の変更 2・2・165号 新大江三丁目公園
- (3) 熊本都市計画道路の変更 3・5・54号 刈草薄場線
- (4) 熊本都市計画地区計画の決定 出水七丁目地区地区計画
- (5) 熊本都市計画道路の変更 3・5・45号 上熊本弓削線
- (6) 熊本都市計画公園の変更 2・2・142号 渡鹿五丁目公園
- (7) 建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件（東区小山七丁目）

4 意見聴取予定案件等

都市再生特別措置法の改正に伴う立地適正化計画の策定について 等

5 傍聴申込手続き

- (1) 申込期限 平成 25 年 8 月 29 日（金）

- (2) 申込先 熊本市都市建設局都市政策課
 (3) 定員 10人 (申込人数が定員を超える場合は公開抽選)

告示第 601 号

平成 26 年 8 月 25 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 712	訪問介護ステーション まきの木 熊本市南区城南町鰐瀬 865 番地 1	株式会社ソフィアライン 熊本市南区城南町舞原 327 番地 5 代表取締役 重富 久美子	平成 26 年 9 月 1 日	訪問介護
4370110 712	訪問介護ステーション まきの木 熊本市南区城南町鰐瀬 865 番地 1	株式会社ソフィアライン 熊本市南区城南町舞原 327 番地 5 代表取締役 重富 久美子	平成 26 年 9 月 1 日	介護予防訪問介護

告示第 604 号

平成 26 年 8 月 27 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

沈目自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 目的

「本会は、熊本市南区城南町沈目区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の整備及び維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その地域的な共同活動に使用する不動産又は不動産に関する権利等を保有する。」

を

「本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、安全で安心して暮らすことのできる住みよい地域づくりのために活動することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等自治会内相互扶助、親睦及び連絡調整に関すること。
- (2) 自治会内の環境整備に関すること。
- (3) 交通安全や地域の安全、防犯及び自主防災活動に関すること。
- (4) 福祉文化等の活動に関すること。
- (5) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関すること。
- (6) 天照宮、天満宮及び阿彌陀堂の維持管理に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事業

に改める。

(2) 主たる事務所の所在地

「本会の事務所は、代表者の住所に置く。」を「本会の主な事務所は、沈目公民館（熊本市南区城南町沈目 1337 番地 3）に置く。」に改める。

告 示 第 6 0 5 号

平成 26 年 8 月 28 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
11-124	新南部町渡鹿 7 丁目第 1 号 線	東区新南部一丁目 543 番 4 地先から 東区渡鹿八丁目 537 番 30 地先まで	旧	9.7 ～ 14.8	28.5
		東区新南部一丁目 543 番 4 地先から 東区渡鹿八丁目 537 番 30 地先まで	新	10.6 ～ 16.2	28.5

告 示 第 6 0 7 号

平成 26 年 8 月 29 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
みやぎきどもクリニック 熊本市東区東町 4-6-30 医療法人マーチ・ブラウン 理事長 宮崎 亨	小児科	平成 26 年 6 月 1 日
よしむら産婦人科皮膚科クリニック 熊本市中央区子飼本町 6-20 吉村 寿博	産婦人科、皮膚科、 内科	平成 26 年 7 月 1 日
わかばクリニック 熊本市東区若葉三丁目 13 番 20 号 医療法人わかば会 理事長 片山 貴文	内科、消化器内科	平成 26 年 7 月 1 日
在宅・よろず相談クリニック 熊本市中央区水前寺三丁目 43-27 俵 哲	内科、神経内科	平成 26 年 8 月 1 日
(薬局)		
うさぎ薬局 古川町店 熊本市中央区古川町 18 番地 有限会社七草堂 代表取締役 内村 真一朗	薬局	平成 26 年 7 月 1 日

ふじさん薬局 熊本市中央区国府四丁目 10-9 藤原 裕久	薬局	平成 26 年 8 月 1 日
(柔道整復)		
青山整骨院 武田 芳道 熊本市東区长嶺東 2-13-30 コーポナガサ コ 302 号室 武田 芳道	柔道整復	平成 26 年 7 月 23 日
(はり・きゅう)		
青山鍼灸院 武田 芳道 熊本市東区长嶺東 2-13-30 コーポナガサ コ 302 号室 武田 芳道	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 23 日
滋温堂鍼灸治療院 上田 晴生 熊本市南区十禅寺二丁目 3-6 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 8 月 1 日

告 示 第 6 0 8 号

平成 26 年 8 月 29 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	すどう・きたの医院 熊本市中央区新大江 1-5-13 医療法人社団貞恕会 理事長 北野 伸浩	平成 26 年 8 月 1 日	代表者変更
旧	すどう・きたの医院 熊本市中央区新大江 1-5-13 医療法人社団貞恕会 理事長 須藤 多加志		
(あん摩・マッサージ)			
新	マッサージ治療院 心心 熊本市西区二本木二丁目 6 番 2 2 号 株式会社心心 代表取締役 津曲 祐美	平成 26 年 5 月 1 日	所在地変更
旧	マッサージ治療院 心心 熊本市中央区九品寺四丁目 16-3 株式会社心心 代表取締役 津曲 祐美		

告 示 第 6 0 9 号

平成 26 年 8 月 29 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
吉村産婦人科皮膚科医院 熊本市中央区子飼本町6-22 吉村 和子	平成26年6月30日
みやざきこどもクリニック 熊本市東区佐土原1-10-70 医療法人マーチ・ブラウン 理事長 宮崎 亨	平成26年5月31日
吉村産婦人科内科皮膚科医院 熊本市中央区子飼本町6-20 吉村 寿博	平成26年6月30日
わかばクリニック 熊本市東区若葉三丁目13番20号 片山 貴文	平成26年6月30日
桂医院 熊本市中央区妙体寺町4-31 城 誠也	平成26年7月19日
(歯科)	
さくらぎ歯科 熊本市東区桜木六丁目9-54 医療法人いい歯会 理事長 立井 雄三	平成26年7月16日
吉良歯科医院 熊本市南区銭塘町2144-3 吉良 裕明	平成26年8月10日
(訪問看護)	
訪問看護ステーションなすび園 熊本市西区沖新町3353 医療法人社団光寿会 理事長 荒木 康博	平成26年6月30日

告示第610号

平成26年8月29日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55号の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム 向山つくし庵 熊本市中央区本山一丁目6番17号 社会福祉法人 三顧会 理事長 松下 和孝	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	平成26年7月23日
向山つくし庵 短期入所者生活介護 熊本市中央区本山一丁目6番17号 社会福祉法人 三顧会 理事長 松下 和孝	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成26年7月23日

在宅ケアセンター ひまわり 熊本市北区植木町山本907-1 有限会社 ひまわり 代表取締役 高江 康明	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成26年7月28日
ヘルパーステーション サンフラワー 熊本市南区城南町隈庄422 合同会社 サンスマイル 代表社員 松本 由美	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26年7月28日
デイサービス サンフラワー 熊本市南区城南町隈庄422 合同会社 サンスマイル 代表社員 松本 由美	通所介護・介護予防通所介護	平成26年7月28日
ファインヴィレッジ 熊本市中央区黒髪六丁目31番2号 医療法人 杏友会 理事長 野津原 昭	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	平成26年7月20日
訪問看護ステーション すみれ 熊本市東区长嶺西二丁目15番124号 医療法人社団 永誠会 理事長 永野 忠	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26年8月1日
訪問介護事業所 ゆとりすと 熊本市長嶺東八丁目6番72号 株式会社 ゆとりすと 代表取締役 永渕 容子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26年8月1日
わかばクリニック 熊本市東区若葉三丁目13番20号 医療法人 わかば会 理事長 片山 貴文	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成26年7月1日

告示第611号

平成26年8月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
さくらぎ歯科 熊本市東区桜木六丁目9-54 医療法人 いい歯会 理事長 立井 雄三	平成26年7月16日
訪問介護ステーション 彩 熊本市南区城南町鱒瀬865-1 株式会社 笑福 代表取締役 上田 フタ江	平成26年7月31日
訪問看護ステーション なすび園 熊本市西区沖新町3353 医療法人社団 光寿会 理事長 荒木 康博	平成16年12月31日
居宅介護支援事業所 くるみの郷 熊本市東区渡鹿八丁目1-70 くるみ福祉株式会社 代表取締役 薙野 英児	平成26年6月30日

告 示 第 6 1 2 号

平成 26 年 8 月 29 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から
休止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
株式会社 祐心 訪問介護事業所 ころろ 熊本県熊本市西区二本木二丁目 6-22 津曲 祐美	平成 26 年 8 月 1 日

告 示 第 6 1 3 号

平成 26 年 8 月 29 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 96 条の規定に基づく公売通知書の送達を受けるべき
者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税
条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

(1) 公売通知書

1 人

(2) 公売通知書兼債権申立催告書

1 人

公 告

公 告 第 5 9 9 号

平成 26 年 8 月 18 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を
開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦
覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・667	画図所島中央公園	東区画図町大字所島字石町 287 番 12

2 供用開始の期日

平成 26 年 8 月 18 日

公 告 第 6 0 0 号

平成 26 年 8 月 18 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を
開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・668	野口三丁目西公園	南区野口三丁目1143番3

2 供用開始の期日

平成26年8月18日

公 告 第 6 0 3 号

平成26年8月20日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 変更内容

(1) 農用地利用計画の変更

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	熊本市南区内田町字南通3566番1	15.75	下水道施設用地

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
 熊本市中央区役所総務企画課
 熊本市東区役所農業振興課
 熊本市西区役所農業振興課
 熊本市南区役所農業振興課
 熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 6 0 5 号

平成26年8月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町赤見字前田1670番2、1670番3
 348.26平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町赤見
 氏名 登載省略

公 告 第 6 0 6 号

平成 26 年 8 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3403 番 2
252.66 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区戸島西一丁目
氏名 登載省略

公 告 第 6 0 7 号

平成 26 年 8 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町平原字八反田 636 番 1
496.83 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区南高江二丁目
氏名 登載省略

公 告 第 6 0 8 号

平成 26 年 8 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区太郎迫町字南尾迫 37 番 17（仮地番）
498.40 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区鹿子木町
氏名 登載省略

公 告 第 6 1 0 号

平成 26 年 8 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市中央区国府三丁目 581 番
2,977.97 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区小山五丁目 2 番 15 号

株式会社エムケイ・コーポレーション

代表取締役 村上 龍一

公 告 第 6 1 1 号

平成 26 年 8 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区佐土原二丁目 403 番 5
995.50 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区小峯三丁目
氏名 登載省略

公 告 第 6 1 6 号

平成 26 年 8 月 26 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により、差押財産の公売及び見積価額を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 公売財産の種類
不動産
売却区分 1 号
不動産の表示
(土地の表示)
所 在 熊本市東区戸島一丁目
地 番 2339 番 7
地 目 宅地
地 積 168.10m²
- 2 公売方法 入札
- 3 公売日時 平成 26 年 10 月 21 日（火）
午前 10 時
- 4 公売会場 熊本市役所 6 階会議室
- 5 売却決定日時及び場所
日時 平成 26 年 10 月 28 日（火）午前 10 時
場所 熊本市財政局納税課
- 6 見積価額及び公売保証金
売却区分 1 号 見積価額 2,370,000 円
公売保証金 240,000 円
- 7 買受代金の納付期限
平成 26 年 10 月 28 日（火）午後 2 時
(但し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 19 条の 7 第 1 項ただし書、その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
- 8 買受人についての資格その他の要件
国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることはできない。
- 9 配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市納税課まで申し出ること。

10 その他の公売要件

- (1) 入札に参加する者は、入札前に公売保証金を納付すること。
- (2) 公売保証金の納付は銀行振込みのみとし、公売保証金納付期間内に、指定口座に振込むこと。
- (3) 買受代金は、現金又は小切手（銀行が振出したもので、かつ、熊本手形交換所管内で振出日から起算して5日を経過していないものに限る）でなければ納付できない。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (4) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。
- (5) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用する。
- (6) 入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を実施する場合がある。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときとする。従って取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負うものとする。
- (9) 権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は買受人の負担とする（登録免許税法による）。
- (10) 不動産公売物件明細書を必要とする場合は、熊本市納税課特別滞納対策室に申し出ること。
- (11) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。

公 告 第 6 1 7 号

平成 2 6 年 8 月 2 6 日

熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の事業計画変更（第7回）について、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第1項の規定により認可したので、同法第39条第4項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 組合の名称
城南町中央土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成10年10月8日から平成27年3月31日まで
- 3 施行地区
熊本市南区城南町今吉野字上中須の全部
熊本市南区城南町大字今吉野字東原、字中原、字西原の各一部
熊本市南区城南町大字宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂、字構口の各一部
熊本市南区城南町大字舞原字今原の一部
熊本市南区城南町大字隈庄字松ノ平の一部
- 4 事務所の所在地
熊本市南区城南町さんさん二丁目3番地10
- 5 設立認可の年月日
平成10年10月8日
- 6 事業計画変更認可の年月日
平成26年8月25日

公 告 第 6 1 9 号

平成 26 年 8 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山四丁目 1 2 7 7 番 1、1 2 7 8 番及び里道
1, 7 1 5. 4 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南一丁目 6 番 2 2-1 号
株式会社 タツヤホーム
代表取締役 工藤 達也
熊本市東区小山五丁目 2 番 1 5 号
株式会社 エムケイ・コーポレーション
代表取締役 村上 龍一

公 告 第 6 2 0 号

平成 26 年 8 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町千町字藤原 2 3 3 3 番 1
3 4 1. 5 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町千町
氏名 登載省略

公 告 第 6 2 3 号

平成 26 年 8 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区浜口町字上居屋敷 5 4 9 番 3、5 5 1 番 1、5 5 1 番 3
2 8 1. 4 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区浜口町
氏名 登載省略

公 告 第 6 2 5 号

平成 26 年 8 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区改寄町字飼根 2 4 7 8 番 1

3 7 8 . 6 7 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区鹿子木町

氏名 登載省略

公 告 第 6 2 7 号

平成 2 6 年 8 月 2 7 日

市有地を公売するので、熊本市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）第 3 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 公売物件

土地

物件 番号	物 件 の 所 在	登記地目等 (現況地目)	地 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)
4カ1	東区西原二丁目 4 番 1	宅地	2, 1 2 3 . 3 9	1 2 9, 9 5 1, 4 6 8
4カ2	北区榆木四丁目 2 0 7 8 番 1 6	雑種地 (宅地)	1 9 3 . 2 8	8, 7 3 6, 2 5 6
4カ3	北区龍田陳内二丁目 1 0 6 番 4	雑種地	4 2 6 . 8 8	1 0, 6 2 9, 3 1 2
4カ4	北区立福寺町字山口屋敷 8 5 4 番 6	雑種地	2 2 0 . 7 7	1, 6 0 7, 2 0 5
4カ5	北区立福寺町字山口屋敷 8 5 6 番 4 外 4 筆	雑種地	5 9 7 . 5 1	3, 8 7 7, 8 3 9
4カ6	南区良町四丁目 3 0 8 番 2	雑種地	1 0 4 . 9 5	6 9 2, 6 7 0
4カ7	南区良町四丁目 2 5 2 番 2	雑種地	7 7 . 5 6	4 6 5, 3 6 0

建物

物件 番号	物 件 の 所 在	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	備 考
4カ8	中央区迎町一丁目 2 6 9 番の 5 6 グランピアリバーサイド 1 0 0 1 号	7 9 . 4 4	7, 2 9 2, 6 7 4	鉄骨・鉄筋コンクリート造 1 0 階部分 敷地所有権 1 2 6 8 . 1 8 ㎡のうち 5 0 0 0 0 分 の 9 9 6

2 契約条項を示す場所

熊本市財政局管財課

3 公売方法

一般競争入札

4 入札参加者の資格

次に掲げる者は、売払地に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の参加資格を有しない。

(1) 個人及び法人以外の者

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- (3) 市有地公売の一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から2年を経過しない者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する熊本市職員
 - (5) 納付すべき市町村民税の滞納がある者
 - (6) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号に該当する者
- 5 入札参加申込みの受付期間及び場所
平成26年9月4日から平成26年10月1日まで
午前8時30分から午後5時まで ※土曜・日曜日、祝日は除く
市役所6階 管財課
 - 6 入札の日時及び場所
平成26年10月30日 午前10時から随時
市役所6階 会議室
 - 7 入札保証金
入札金額の100分の5以上
 - 8 入札の無効
最低売却価格未滿及び入札保証金の限度額を超える金額での入札
その他、市有地公売募集要領に定めた入札に関する条件に違反した入札

公 告 第 6 2 9 号

平成26年8月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区佐土原二丁目394番1の一部
1,643.68平方メートル【1工区】
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区上川端町12番20号
JX日鉱日石エネルギー株式会社 九州支店
支店長 内山 尚典

南 区

南 区 告 示 第 7 号

平成26年8月29日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年8月4日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永目工嗣

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 6 号

平成 26 年 8 月 19 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 8 月 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 58 号

平成 26 年 8 月 27 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 766 号	菊池市泗水町住吉 2760 番地 4 有限会社平嶋設備工業 代表取締役 平嶋 俊郎	平成 26 年 8 月 20 日

上下水道局告示第 59 号

平成 26 年 8 月 27 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 720 号	菊池市泗水町住吉 2760 番地 4 有限会社平嶋設備工業 代表取締役 平嶋 俊郎	平成 26 年 8 月 19 日

教 育 委 員 会

教委告示第 10 号

平成 26 年 8 月 21 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 日時

平成26年8月26日(火) 午後3時から

2 場所

マスマチュアル生命ビル 7階 会議室

3 議事

- (1) 平成26年度熊本市一般会計9月補正予算(教育費)について
- (2) 平成25年度熊本市一般会計決算(教育費)及び特別会計決算(奨学金貸付事業費)について
- (3) 教育課程特例校指定変更申請について

4 協議

- (1) 図書サービスの拡充について
- (2) 平成26年度事務事業点検評価報告書(案)について
- (3) 熊本市立幼稚園基本計画(素案)について

5 報告

- (1) 熊本市立高等学校における平成27年度使用予定教科用図書について
- (2) 公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
- (3) 平成26年度(第18回)中学生による子ども議会の報告
- (4) 平成27年度熊本市立学校教員採用選考試験の一次試験結果及び二次試験実施状況について
- (5) 平成27年度管理職採用選考試験の志願状況について
- (6) 広報広聴関係について

人事委員会

熊本市人事委員会公告第19号

平成26年8月19日

平成26年度身体障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森山義文

- 1 試験名称 平成26年度身体障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験
- 2 申込期間 平成26年9月9日(火)から平成26年9月19日(金)まで
インターネットによる申込は平成26年9月9日(火)から平成26年9月18日(木)まで
- 3 職種 事務職 学校事務職(県費負担)
採用予定者数 3人程度 1人程度
- 4 試験案内配布場所
 - (1) 熊本市役所本庁舎(1階総合案内、13階人事委員会事務局)
 - (2) 熊本市各区役所
 - (3) 熊本市各総合出張所
 - (4) 熊本市各出張所
 - (5) 熊本市時間外証明窓口(中央区役所内)
 - (6) 熊本市市民サービスコーナー(くまもと森都心プラザ内)
 - (7) 熊本市東京事務所
 - (8) 熊本市総合体育館・青年会館※ 熊本市ホームページの行政情報にも試験案内を掲載